

耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 29 日 国住市第 54 号
国土交通省住宅局長通知

最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 国住市第 124 号

第 1 通則

耐震対策緊急促進事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成 25 年 5 月 29 日付国住市第 53 号。以下「制度要綱」という。）その他関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ制度要綱第 2 に定めるところによる。

第 3 補助金の額

1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の支援に関する事業

一 本事業の補助金の額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に次式により算出した補助率（1/6 を下回る場合は 1/6）を乗じた額以内の額とする。

補助率 = $1/3 - A/4$

A：当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率

二 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる事業

イ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に要する費用

ロ 要緊急安全確認大規模建築物の擁壁の耐震診断に要する費用

ハ 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用

三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000 円を限度として加算することができる。

イ 面積 1,000 m²以内の部分は 3,600 円/m²以内

ロ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内

ハ 面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内

四 第 2 号ロに要する費用は 30,900 円/件以内を限度とする。

2 要安全確認計画記載建築物の耐震化の支援に関する事業

一 本事業の補助金の額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に次式により算出した補助率（1/6 を上回る場合は 1/6）を乗じた額以内の額とする。

補助率 = $A/4$

A：当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率

二 要安全確認計画記載建築物の耐震化の支援に要する次に掲げる事業

イ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する費用

ロ 要安全確認計画記載建築物の擁壁の耐震診断に要する費用

- ハ 要安全確認計画記載建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
- 三 前号イに要する費用は、一戸建て住宅については 134,000 円/戸以内（診断を簡易に行う場合は 30,900 円/戸）を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅及び建築物については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅及び建築について設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000 円を限度として加算することができる。
- イ 面積 1,000 m²以内の部分は 3,600 円/m²以内
- ロ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内
- ハ 面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内
- 四 第 2 号ロに要する費用は 30,900 円/件以内を限度とする。
- 3 超高層建築物等の耐震化の支援に関する事業
- 一 本事業の補助金の額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に次式により算出した補助率（1/6 を下回る場合は 1/6）を乗じた額以内の額とする。
- 補助率 = $1/3 - A/4$
- A：当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率
- 二 超高層建築物等の耐震化の支援に要する次に掲げる事業
- イ 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用
- ロ 超高層建築物等に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
- 三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000 円を限度として加算することができる。
- イ 面積 1,000 m²以内の部分は 3,600 円/m²以内
- ロ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内
- ハ 面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内
- 4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業
- 一 本事業の補助金の額は、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事費（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下この項において同じ。）に次式により算出した補助率（131/600 を上回る場合は 131/600）を乗じた額以内の額とする。
- 補助率 = $0.115 + 31A/69$
- A：当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率
- 二 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。
- (1) 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については、50,300 円/m²を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 82,300 円/m²を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は 6,500 円/m²（天井の耐震改修とあわせて行う場合は 5,200 円/m²）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。）
- (2) 天井の耐震改修工事費については、31,000 円（ネット等による落下防止措置を行う場合は 13,400 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は 70,000 円とし、平均天井高が 10m を超える場合にあっては、高さ 3 m 毎に 3,090 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、

9,290円を減ずる。)に天井面積を乗じた額を限度とする。(次項において同じ。)

5 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業

本事業の補助金の額は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修工事費(建替え又は除却を行う場合にあつては耐震改修工事費相当分とする。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。)に次式により算出した補助率(1/15を上回る場合は1/15)を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = A/10$$

A:当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率

6 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する制震改修等に関する事業

一 本事業の補助金の額は、超高層建築物等の制震改修等の工事費に次式により算出した補助率(131/600を上回る場合は131/600)を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 0.115 + 31A/69$$

A:当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率

二 建築物の耐震改修工事費については次の(1)又は(2)のいずれか低い額を限度とする。

(1) 50,300円/㎡。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は82,300円/㎡。

(2) 8,000円/㎡に16億円を加えた額。

7 耐震対策緊急促進事業に係る事務事業

補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計とする。

一 耐震対策緊急促進事業に要する費用を交付するための費用

耐震対策緊急促進事業に要する費用(第1項から第6項により算出した補助金の額)を合算した額。

二 事務費

耐震対策緊急促進事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、耐震対策緊急促進事業に要する費用の0.1%から3%までの範囲内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不適當である場合には、この率によらないことができる。

第4 補助金の交付の申請

1 社会資本整備総合交付金等と併せて補助金の交付の申請をしようとする者は、都道府県知事に補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、補助金の目的及び内容に適合し、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付申請報告書(以下、「報告書」という。)に補助金交付申請書を添付し、地方整備局長等(地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により報告書を受けたときは、補助金交付申請進達書に報告書を添付し、国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

- 4 第1項以外の場合において、補助金の交付の申請をしようとする者は、大臣に補助金交付申請書を提出しなければならない。
- 5 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、前4項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

第5 補助金の交付の決定等

大臣は、第4第3項又は第4項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

第6 申請の取下げ

- 1 第4第1項の申請を行った者は、補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により特別な事由が生じたため、当該決定の取消しを申請しようとする場合は、補助金交付決定取消申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、交付決定の取消しの申請があったときは、第4第2項の規定に準じて補助金交付決定取消申請報告書（以下、「取消申請報告書」という。）を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、取消申請報告書の提出があったときは、第4第3項の規定に準じて補助金交付決定取消申請進達書を提出しなければならない。
- 4 第4第4項の申請を行った者は、補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により特別な事由が生じたため、当該決定の取消しを申請しようとする場合は、補助金交付決定取消申請書を大臣に提出しなければならない。
- 5 前4項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

第7 事業内容の変更

- 1 補助金の交付決定額の変更又は補助事業（補助金を充てて実施する事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする事業主体（第4第1項の申請を行った者に限る。）は、補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて、第4第1項の規定に準じて提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付決定の変更の申請があったときは、第4第2項の規定に準じて補助金交付決定変更申請報告書（以下、「変更申請報告書」という。）を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により変更申請報告書を受けたときは、第4第3項の規定に準じて補助金交付決定変更申請進達書を提出しなければならない。
- 4 補助金の交付決定額の変更又は補助事業（補助金を充てて実施する事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする事業主体（第4第4項の申請を行った者に限る。）は、補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて、第4第4項の規定に準じて提出しなければならない。
- 5 第1項又は第4項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。
 - 一 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
 - 二 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの

- 三 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの
- 四 その他大臣が認めるもの

第8 状況の報告

大臣は、必要があると認められるときは、事業主体に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第9 都道府県知事の指導監督

1 指導監督事務

都道府県知事は、補助事業の円滑な実施を図るため、補助事業者に対し必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における当該都道府県の区域内で行う耐震対策緊急促進事業に要する費用に100分の3.0以内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額に相当する額を都道府県に交付することができる。

第10 実績の報告等

- 1 事業主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣（第4第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。
- 2 事業主体は、第1項の場合において、やむを得ない事由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

第11 補助金の額の確定

- 1 大臣は、第10第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第12 全体設計の承認

- 1 事業主体は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を大臣（第4第1項の申請をしようとする者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 2 大臣は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。
- 3 第1項の全体設計承認申請書の提出及び前項の通知は、大臣が事務事業者を選定した場合にあっては、当該事務事業者を経由して行うものとする。

第13 補助金の支払い

- 1 補助金は、第11第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣（第4第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。

第14 交付決定の取消等

次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 事業主体が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

第15 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第16 書類の様式及び提出方法

- 1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に2部提出するものとする。

第17 間接補助金の交付

事務事業者は、第3第7項第一号に規定する間接補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を第3第1項から第6項までに掲げる事業を行う事業主体に交付しなければならない。

第18 間接補助金の交付の際に附すべき条件

- 1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第4から第15まで及び第20の規定に準ずる条件を附さなければならない。
- 2 事務事業者は、前項の規定のほか、第3第1項から第6項に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

第19 間接補助金の交付規程の承認

事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、当該交付規程を変更する場合も同様とする。

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 五 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 七 その他関連通知等に定めるもの

附 則

第1 本要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）の公布の日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第2 第三第6項第二号の規定は、マンションを含む区分所有建物で、平成29年3月31日までに管理組合等における改修等に係る議決を行ったものにあつては同号(1)に定める額とする。